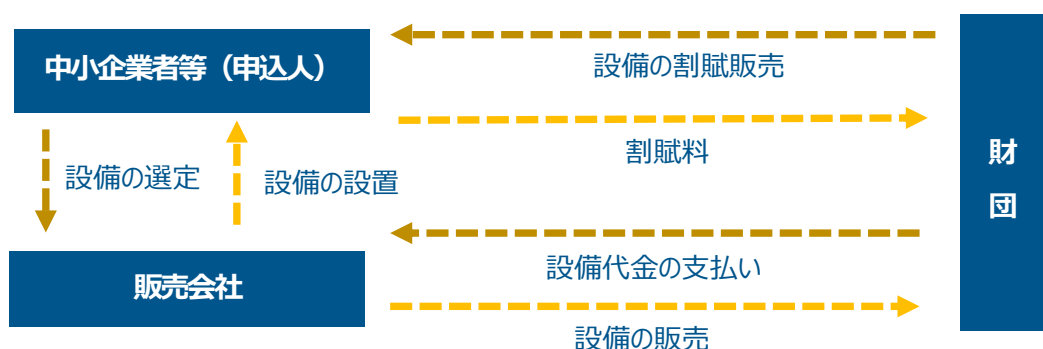


# 設備貸与制度（割賦販売）の金利を補助することで、3年間、実質無利子化します！

設備貸与制度（割賦販売）とは、

中小企業の皆さまに代わり、(公財)岡山県産業振興財団が、機械・設備を購入して、長期かつ低利な条件でご利用いただく公的な制度です。

設備貸与制度（割賦販売）のスキーム



～実質無利子化の支援が受けられる主な条件をまとめました～

今年度  
お申込み  
の方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1ヶ月の売上高が、前年同月比15%以上減少している方
- ②令和3年3月10日までに、財団による設備の設置確認が可能な方

既に  
ご利用中  
の方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月1日以降のいずれか1ヶ月の売上高が前年同月比15%以上減少している方
- ②財団と割賦販売契約を締結し、令和2年3月10日までに財団による設備の設置確認が完了している方

※詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人岡山県産業振興財団  
設備資金課

TEL : 086-286-9697

本制度の詳細は財団HPに掲載しています。

岡山県産業振興財団 設備貸与

